



# 期日前投票・不在者投票をするには

選挙期日（投票日当日）

次のような理由で投票所に行くことができない場合は、期日前投票や不在者投票ができます。

①仕事をしている、親族の冠婚葬祭を行う。

②レジャーなどの私用で投票区内にいない。  
③病気やケガ、妊娠などで歩くことが困難な場合。  
④引越しなどで、ほかの市区町村に住んでいる。

## 公民館臨時休館のお知らせ

埼玉県議会議員一般選挙に伴い、次のとおり休館となります。

公民館名	4月9日(土)	4月10日(日)
内間木公民館	臨時休館	通常の休館
東朝霞公民館		臨時休館
西朝霞公民館		

\*4月11日(月)は、東・西朝霞公民館が通常の休館です。

別表1 期日前投票場所・期間・時間等

投票場所	投票期間	投票時間等
朝霞市役所〔別館5階第5会議室〕 ※閉庁時も正面玄関から入場できます。	4月2日(土) ～ 9日(土)	午前8時30分～午後8時
朝霞台出張所〔西弁財1-9-26〕 ※お車でのご来場はご遠慮ください。		午前9時30分～午後7時30分 ※市役所と時間が異なりますので、ご注意ください。

\*土・日曜日も投票できます。

期日前投票をする場合  
入場券を持参し、市役所または朝霞台出張所にお越しください。  
※投票期間等は別表1をご確認ください。

## 不在者投票をする場合

不在者投票をする場合には、

次の方法があります。

①指定された施設（病院または老人ホーム等）で不在者

### 投票を行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホーム等に入所している場合には、その施設で不在者投票することができます。

その施設が指定されているかどうかは、各施設長もしくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

なお、市内の指定施設は、

朝霞台中央総合病院、朝霞病院、朝光苑、内間木苑、塩味病院、ケアライフ朝霞、つづじの郷、グリーンビレッジ朝霞台の8か所です。

### 会で行う方法

ほかの市区町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙等を請求する必要があります。

なお、郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

\*4月1日(金)前でもできます。

規定以上の障害（※別表2）  
③郵便で投票する方法

・3参照)がある方もしくは「介護5」の介護保険被保険者証を持っている方で、郵便等投票証明書を交付されている方は、郵便による投票ができます。

※郵便等投票証明書をお持ちでなければ、郵便による投票ができません。

でない場合は、あらかじめ申請し、証明書の交付を受けておく必要があります。

※手続き等の詳細は、お問い合わせください。

請求期限／4月6日(水)午後5時

別表2 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳所持者	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級か3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳所持者	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証保持者	要介護5	

別表3 郵便等による不在者投票（代理記載）の対象者

別表2の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳所持者	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳所持者	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症